

困った時は、お近くの

# 民生委員・児童委員まで！

一人で悩まず、気軽ににご相談ください！



一人暮らしの高齢者への訪問活動

民生委員・児童委員は、いろいろな悩みを抱えて困っているかたや援助を必要とするかたから相談を受け、必要な援護やサービスが受けられるよう問題解決のお手伝いをします。

**民生委員・児童委員ってどんな人？**

全国に22万人、埼玉県でも1万人が配置されています。

選任にあたり、地域のことを熟知していて、地域の福祉向上に意欲的で信頼のあるかたが町会・



自治会から推薦され、市の民生委員推薦会の審査を経て県をとおして国へ推薦されたのち、厚生労働大臣から委嘱されます。任期は3年です。

なお、昨年12月1日には、新たに493人のかたが委嘱され熱心に活動に取り組んでいます。また、民生委員・児童委員の中には、児童福祉問題を専門に担当する「主任児童委員」がいます。

**秘密が漏れる心配はないの？**

民生委員・児童委員には守秘義務があります。相談内容や身の上などの個人の秘密を守り、人格を尊重することが民生委員法に明記されています。安心してご相談ください。

「民生委員・児童委員の声」



川口市民生委員

児童委員協議会  
大谷 富夫 会長

ここ近年では、新しい住民のかたと元々の住民のかたとの隔たりがあることから、相談内容も多様化してきています。

一番感じることは、地域住民の間で老若男女問わず、もっと「コミュニケーション」を図ることが大切ではないかということです。

若い人にはいろいろなイベントに参加してもらい、年配のかたと行動や作業をともにすることで、初めてわかり合えることがあります。それが一番大切な

## 民生委員・児童委員の活動は？

市内を14の地区（中央・飯塚・横曽根・青木、上青木、前川、南平、朝日、新郷、神根、芝東、芝西、安行、戸塚）に分け、その中でそれぞれ担当区域（受持ち区域）を持ち、主に次のような活動を行っています。

- ① 病気などで生活に困っている家庭、高齢者や障害のあるかた、子育てに不安のあるかたおよびその家族の心配ごとなどの相談・支援。
- ② 一人暮らしの高齢者や障害のあるかたがたの安否確認のための訪問活動。
- ③ 学校や福祉団体との懇談・交流、奉仕活動、募金活動。
- ④ 子育ての不安や学校を長期欠席するようになった子どもの対応。
- ⑤ 無職や扶養状況、保育などの事実の調査。
- ⑥ 常によりよい活動をするために研修の実施、情報交換や委員間の連携を図るため毎月定例会を開催。

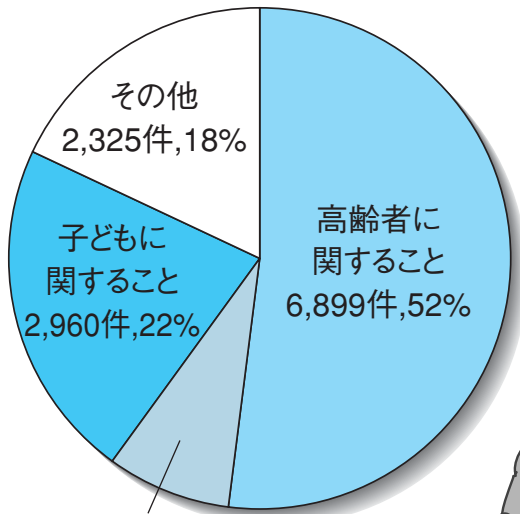
## 民生委員・児童委員の調査書が欲しいときは？

広く地域の实情に通じ、社会的に信用のあるかたが委嘱されていることから、住民への福祉サービスの一環として無職の事実、扶養の事実、同居同一生計または生計を維持している事実など、事実関係の確認ができるもの限り、「調査書」として発行しています。

なお、公的機関の発行する書類で対応できる場合や無収入の事実や裁判など係争事項にかかるものなど、取り扱うことができない事項もありますのでご相談ください。

## 分野別相談・支援件数（平成18年度）

（全体13,195件）



障害者に関すること  
1,011件,8%

### 【主な相談内容】

- ・ 高齢者に関すること…在宅福祉、介護保険、保健医療など
- ・ 子どもに関すること…子育て、子どもの教育、学校生活など
- ・ 障害者に関すること…日常的な支援など
- ・ その他…消費生活、生活環境など



- 生活上の悩みを抱え、だれかに相談したいときや福祉や保険の制度を利用したいとき、地区内の担当民生委員・児童委員がわからない場合は、下記までご連絡ください。

問い合わせ…福祉課 社会係 ☎258-1110  
(内線2568・2602)

ことであり、将来その地域の大きな財産となっていくものだと感じています。

また、震災時などでは、地域独自の初動活動が大変重要であり、その地域内での役割分担なども決めておく必要があります。

せっかく同じ地域で生きているわけですから、みんなで助け合いながら、少しでもその地域を良くしていきたいと考えています。